

作成日： 年 月 日

長崎県漁業信用基金協会 御中

融資機関名

「経営者保証に関するガイドライン」検討結果報告書

主たる債務者	
保証人	
対応理由	<input type="checkbox"/> 保証契約の締結（更新を含む） <input type="checkbox"/> 以前に締結した保証契約の解除、見直し <input type="checkbox"/> 事業承継（後継者名 _____）

(注) 該当する対応理由の□に「✓」を付す。事業承継の□に「✓」を付した場合は、「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則に基づく検討結果報告書」についても作成し、本検討結果報告書とともに長崎県漁業信用基金協会へ報告する。

## 1 保証契約締結の必要性の検討

	要件	判定
a	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ・法人の事業活動に必要な資産は法人所有となっている。 ・法人が個人資産を、或いは個人が法人資産を常時使用する場合は、相互間の契約に基づき資産管理経理処理が適切に行われている。 ・自宅兼倉庫、自家用車兼営業車などの場合、法人から経営者に対し適切な賃料が支払われている。	
b	法人と経営者間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。 ・法人から経営者に対し、事業上の必要性が認められない貸付が行われていない。 ・法人と経営者間の資金のやりとりは、法人取締役会の決議の下に契約書に基づき適切に行われている。	
c	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 ・融資金額に対し、十分な資産を保有している。 ・融資金額に対し、十分なキャッシュフローを有している。	
d	法人から適時適切に財務情報が提供されている。 ・決算報告、試算表、その他当連合会が必要とする経営情報が当連合会に対し定期的に報告が行われている。	
e	経営者等から十分な物的担保の提供がある。 ・貯金担保等、回収の確実性の高い物的担保の提供があり十分に保全されている。 ・優良保証機関の債務保証により、十分保全されている。	

**【総合評価】保証契約の必要性（必要・不要）**

**【理由】**（保証契約を「必要」と判断する場合には必ず記入。この場合、可能な限り、要件cが未充足の場合は、資産・収益力についての定量的な理由を記入し、その他の要件が未充足の場合は、当該要素の客観的・具体的理由を記入する。）

※ ガイドライン第4項（2）において、上記a～eの要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされている。

- ・ 保証契約を求めない可能性等の検討に際しては、a～eの要件のうちできるだけ多くの要件が充足されることが望ましいが、必ずしも全ての要件の充足が求められるものではなく、要件の充足状況に応じて個別の事案ごとに判断する。
- ・ eの要件はcの要件を補完するものであり、物的担保がなければ保証契約が必要という趣旨ではなく、経営者による物的担保を推奨するものではない。

(注) 判定欄には、要件が将来に亘って充足すると見込まれる場合は○、否の場合は×を記入する。

総合評価は保証契約の必要性について、必要・不要のいずれかを○で囲む。

(協会所見)

## 「経営者保証に関するガイドライン」についてのご説明

長崎県漁業信用基金協会

「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所）が策定したものです。

当協会では、個人保証契約について、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしております。

○ 経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関（保証機関を含む。以下同じ）は主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- a 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- b 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
- c 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- d 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- e 経営者等から十分な物的担保の提供がある

そこで、当協会では、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、保証契約の必要性を検討させていただいております。

○ 原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、当協会の債務保証委託契約（覚書）にはその旨が規定されています。

○ 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により保証契約の必要性を再度判断いたします。